



豊岡観光イノベーション

「観光」を切り口として地域経済の活性化を図るために設立された、豊岡観光イノベーション(TTI)の事業内容などをシリーズで紹介します。

《問合せ》豊岡観光イノベーション  
☎21-9002

③視察プログラム・ツアアの受け入れ

TTIでは、豊岡市の取組みに関する視察、教育旅行や海外からのツアーを受け入れています。

月31日現在、国内外から20件(約200人)の視察を受け入れました。

視察では、豊岡靴のブランドデザイン、コウノトリ野生復帰と環境保全、インバウンド観光への取組み、豊岡版DMO(TTI)についての需要が多いです。本年度は、12

教育旅行・海外ツアーの受け入れは、インターナショナルスクール、環境学習、米国の香港、フランスの旅行会社のモニターツアーや下見ツアーなどを受け入れました。

海外からのツアーには、必ず日本文化の体験を手配するようにしています。食文化体験はもちろん、城崎温泉のまち歩きや温泉・旅館体験、出石城下町のまち歩きやそば打ち体験、神鍋での魚つかみや餅つき体験など、五感で楽しんでもらい、人とできるだけ触れ合ってもらおうよう、心掛けています。

豊岡滞在の満足度を高め、戻ってから、豊岡について発信してもらえようように、しっかりと視察やツアーの手配をしていきます。



コウノトリ野生復帰について視察

地域包括支援センターだより  
成年後見制度による支援

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などで、判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援する制度です。家庭裁判所に申立てを行うことで、後見人などが決定され、支援を受けることができます。

▼こんなとき成年後見人が必要(例)

- 認知症で一人暮らしの親が、訪問販売で高額なものを購入しているようで心配だ。
- 子どもに障害があるが、親が高齢になってきて支援が難しくなってきた。
- 今は健康だが、今後自分が認知症になったらと考えると不安になる。信頼できる人に将来の財産管理を頼んでおきたい。

▼申立てができる人

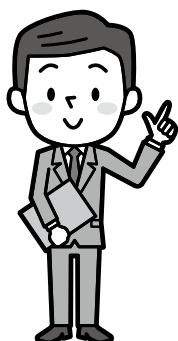
- ①本人
- ②配偶者
- ③4親等内の親族
- ④市長 など

▼申立てに必要な費用など

○家庭裁判所への申立て費用  
提出書類の印紙・切手など

《問合せ・相談窓口》

名称	電話番号
豊岡地域包括支援センター	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	32-4599
〃 (竹野分室)	47-1425
日高地域包括支援センター	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	52-7015
〃 (但東分室)	54-0515



○後見人等の報酬 行われる支援の内容と本人の資産などに応じて、家庭裁判所が決定します。

1万円程度。判断能力などの鑑定が必要な場合は3〜10万円程度です。別途依頼料などが生じますが、申立て書類の作成などの諸手続きを、弁護士や司法書士などの専門職に依頼することもできます。

# 国民年金のお知らせ

## 会社等に就職する方

### 退職する方の届け出

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。

就職や退職などに伴い必要な届け出を忘れると、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合がありますので、必ず届け出てください。

を確認しましょう。

年金手帳を紛失した方は、豊岡年金事務所、市役所市民課または各振興局市民福祉課に相談してください。

### 退職など下表の場合は届け出が必要

届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

## ■学生から社会人になる方 (就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者に変わります。手続きは勤務先が行いますので、必ず年金手帳を提出してください。

年金手帳の基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう年金手帳

## 学生納付特例

### 納付猶予を受けていた方

保険料の学生納付特例や納付猶予を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

これらの期間は、10年以内であればさかのぼって納付すること(追納)ができます。就職し、生活にゆとりができた後、将来受け取る年金額を増やすために追納をお勧めします。

ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料

## 《退職などに伴う届け出》

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき (20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失証明書等(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき(または65歳に到達した) 厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	

額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。詳しくは、豊岡年金事務所にお問い合わせください。

## 産前産後期間の

保険料が免除に(4月)



次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

▼対象 「国民年金第1号被保険者」で出産日が2月1日以降の方

▼施行日 4月1日

▼免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除 ※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▼届出時期 出産予定日の6カ月前から可 ※届出は施行日(4月)から可

▼届出先 市民課または各振興局市民福祉課

▼産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

## 豊岡年金事務所から

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、委任状と委任者の印鑑、代理者の身分証明を準備してください。

●2月9日(土)

午前9時30分～午後4時

●2月4日(月)、12日(火)、18日(月)、25日(月)

午前8時30分～午後7時

●一般的な年金相談

☎0570-051165

・050で始まる電話の方

☎03-6700-1165

●来訪年金予約相談

☎0570-0514890

・050で始まる電話の方

☎03-6631-7521

●日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

●《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948(音声案内)

で1番を押してください)

市民課☎21-9015または

各振興局市民福祉課